

沖縄県指定構造計算適合性判定機関委任要綱

第1 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、沖縄県知事（以下「知事」という。）が構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を行わせる場合における法第77条の35の8の規定に基づき委任（以下「委任」という。）する指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）への委任を公正かつ適正に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 判定機関の選定及び委任

知事は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）に基づき、申請のあった者から、県内の判定対象建築物の想定件数、判定機関候補者の業務範囲及び的確な指導監督の実施を図ることが可能な判定機関指定数等を考慮のうえ、判定機関に委任するものとする。

第3 結果の通知

知事は、第2の委任の結果を速やかに申請のあった者に通知するものとする。

第4 委任基準

この要綱に定めるもののほか、判定機関の委任に必要な事項は、沖縄県構造計算適合性判定機関指定基準第2、第3及び第10に掲げる要件に適合するものとする。

第5 公示等の方法

- 1 法第77条の35の8第1項、法第77条の35の20第2項及び法第77条の35の21第2項の規定により公示する場合は、告示とし、県公報に登載するものとする。
- 2 法第77条の35の8第4項の規定により公示する場合は、公告とし、土木建築部建築指導課ホームページに掲載するものとする。

第6 判定の業務を行う事務所

一の判定機関において沖縄県内の建築物の判定業務を行う事務所（沖縄県内に設ける事務所を除く。）の数は、3までとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第4の規定については、施行日

前に知事の指定を受けている判定機関については、国土交通大臣の指定又は知事の指定の更新を受けるまでの間、適用しない。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 10 日から施行する。